

相続人代表者の指定について

1 相続人代表者の指定とは

地方税法第9条の2第1項には、納税者に相続があり、被相続人（亡くなった方）の地方団体の徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を指定した場合、その旨地方団体の長に届け出なければならぬと規定されています。

2 相続人代表者指定（変更）届出書

相続人代表者指定届出書は、被相続人（亡くなった方）の地方団体の徴収金に関する書類を受領する相続人の代表者を、市に報告していただくための書類です。

3 指定の流れ

相続人代表者指定（変更）届出書の相続人代表者欄に記載された相続人を、被相続人（亡くなった方）の地方団体の徴収金に関する書類を受領する代表者として登録します。

4 相続権について

民法の規定による相続人は次のとおりです。

(1) 被相続人に子がある場合は、子と配偶者

子が相続開始前に死亡している場合は、子の子（孫）が相続人（代襲相続人）となります。子の子（孫）も死亡の場合は、曾孫、玄孫へと代襲が続きます。

(2) 被相続人に子がない場合は、父母（父母がいなければ祖父母）と配偶者

(3) 被相続人に子や父母、祖父母がない場合は、兄弟姉妹と配偶者

兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合は、兄弟姉妹の子（甥、姪）が相続人（代襲相続人）となります。

(4) 被相続人に子や親兄弟がなく配偶者だけの場合は、配偶者

5 届出方法

相続人代表者指定（変更）届出書の「相続人代表者」の欄に住所、氏名、フリガナ、被相続人との続柄、法定相続分、生年月日、電話番号を記入の上ご送付ください。また、本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。

届出人が相続人代表者と異なる場合は、併せて届出人の本人確認書類の写しも同封してください。

代表者以外の相続人欄には他の相続人の住所、氏名、被相続人との続柄、法定相続分をご記入ください。

6 相続放棄されている場合

相続放棄をされている場合は、裁判所から送付される「相続放棄申述受理通知書」や裁判所で発行される「相続放棄申述受理証明書」によって確認します。相続放棄すると被相続人（亡くなった方）の持っていた権利義務の承継をすべて放棄することになります。

(1) 自身は相続放棄したが、相続した親族が他に存在する場合

「被相続人」欄及び「届出人」欄のほか「代表者以外の相続人」欄に、相続した方の住所、氏名、被相続人との続柄、法定相続分を記入し、相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書の写しを同封の上お送りください。

(2) 自身は相続放棄し、相続について把握ができない状況である場合

「被相続人」欄及び「届出人」欄を記入し、相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書の写しを同封の上お送りください。

自身以外にも相続放棄した親族がいることを把握できる場合は、その親族の相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書の写しも同封してください。

(3) 相続権のある者全員が相続放棄している場合

「被相続人」欄及び「届出人」欄の記入と、「相続権がある親族はすべて相続放棄している。」にチェックの上、相続放棄した方全員の相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書の写しを同封の上お送りください。

相続人代表者指定（変更）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）岐阜市長

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定（変更）します。

■税目 **指定するすべての税目にチェックしてください。**

該当する□にチェックをしてください。

固定資産税・都市計画税 市県民税・森林環境税 軽自動車税（種別割）

■被相続人 **亡くなられた方について記入してください。**

氏名	死亡時の住所又は居所	死亡年月日
岐阜 一郎	岐阜市●●町1-11	〇〇年 〇月〇〇日
		生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

■相続人代表者 **亡くなられた方の書類を受け取っていただく方について記入してください。**

住所 又は 居所（所在地・法人番号）
岐阜市■●町18

フリガナ	続柄	法定相続分	生年月日	電話番号
ギフ タロウ	子	1/4	〇〇年〇〇月〇〇日	058-214-4141
氏名（名称）	岐阜 太郎			

■代表者以外の相続人 **代表者以外の相続人について記入してください。**

氏名（名称）	続柄	法定相続分	住所 又は 居所（所在地・法人番号）
岐阜 花子	妻	1/2	岐阜市●●町1-11
岐阜 二郎	子	1/4	岐阜市▲▲町40-1

■届出人

該当する□にチェックをしてください。

相続人代表者と同じ（下記記入不要） 相続人代表者以外

氏名（名称）	続柄	住所 又は 居所（所在地・法人番号）
	電話番号	

相続権のある親族はすべて相続放棄している。
（全員の相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書の写しを添付願います。）

※届出にあたり、届出人及び相続人代表者の本人確認書類（運転免許証等）の提示またはその写しの提出（郵送の場合）をお願いします。

事務処理欄（市記入欄）	受付： <input type="checkbox"/> 資産税課 <input type="checkbox"/> 市民税課 <input type="checkbox"/> 税制課
被相続人宛名番号	送付先宛名番号 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 送付先設定